

豊島区国民健康保険条例の一部改正について

改正内容	改正理由	施行期日
(1) 出産育児一時金の支給に関する改定	特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正に伴い、出産育児一時金の支給に関する規定を改める。	令和5年 4月1日
出産育児一時金支給額の引き上げ 「42万円」⇒「 <u>50万円</u> 」 【第10条】		
(2) 保険料率等の改定	特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正に伴い、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率等を改定するとともに、低所得者並びに未就学児の均等割額の減額に関する規定を改める。	令和5年 4月1日
一般被保険者に係る基礎賦課額 所得割率「100分の7.16」⇒「100分の <u>7.17</u> 」 均等割額「42,100円」⇒「 <u>45,000円</u> 」 【第15条の4、第19条の2、第19条の4】		
一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額 所得割率「100分の2.28」⇒「100分の <u>2.42</u> 」 均等割額「13,200円」⇒「 <u>15,100円</u> 」 【第15条の12、第19条の2、第19条の4】		
介護納付金賦課額 所得割率「100分の2.31」⇒「100分の <u>2.24</u> 」 均等割額「16,600円」⇒「 <u>16,200円</u> 」 【第16条の4、第19条の2】		
(3) 保険料の賦課限度額の改定	国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料の賦課限度額を改める。	令和5年 4月1日
後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を <u>22万円</u> （現行：20万円）に引き上げる。 【第15条の16、第19条の2】		
(4) 低所得者の保険料の減額に関する改定	国民健康保険法施行令の改正に伴い、所得による保険料の減額判定基準に関する規定を改める。	令和5年 4月1日
軽減判定所得の引き上げ ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において被保険者の数に乘すべき金額を <u>29万円</u> （現行：28.5万円）に引き上げる。 ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において被保険者の数に乘すべき金額を <u>53.5万円</u> （現行：52万円）に引き上げる。 【第19条の2】		
(5) 特例対象被保険者等に係る届出に関する改定	所要の改正	公布の日
特例対象被保険者等（非自発的失業者）の届出に際して対象者把握に用いる疎明書類を追加する。 【第24条の3】		

表1 保険料率等の改定

保険料区分			現行	改正（案）	
基礎分	賦課割合(所得割:均等割)		57：43	56：44	
	所得割率		7.16%	7.17%	
	均等割額 (下段は未就学児)		42,100円 (21,050円)	45,000円 (22,500円)	
	低所得世帯 均等割額 【減額後】 〔下段は 未就学児〕	7 割	12,630円 (6,315円)	13,500円 (6,750円)	
			5 割	21,050円 (10,525円)	22,500円 (11,250円)
		2 割		33,680円 (16,840円)	36,000円 (18,000円)
			賦課限度額		65万円
		1人当たり保険料 (豊島区(参考値))		90,492円	98,797円
		後期高齢者 支援金分	賦課割合(所得割:均等割)		57：43
	所得割率		2.28%	2.42%	
均等割額 (下段は未就学児)			13,200円 (6,600円)	15,100円 (7,550円)	
低所得世帯 均等割額 【減額後】 〔下段は 未就学児〕	7 割		3,960円 (1,980円)	4,530円 (2,265円)	
			5 割	6,600円 (3,300円)	7,550円 (3,775円)
	2 割			10,560円 (5,280円)	12,080円 (6,040円)
			賦課限度額		20万円
	1人当たり保険料 (豊島区(参考値))		30,427円	35,144円	
	介護 納付金分		賦課割合(所得割:均等割)		58：42
所得割			2.31%	2.24%	
均等割		16,600円	16,200円		
低所得世帯 均等割額 【減額後】		7 割	4,980円	4,860円	
		5 割	8,300円	8,100円	
		2 割	13,280円	12,960円	
賦課限度額		17万円	17万円		
1人当たり保険料 (豊島区(参考値))		39,154円	38,496円		

表2 所得による均等割額軽減判定基準額の改定

区分	現行	改正（案）
7割軽減 基準額	基礎控除額 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	(改正なし)
5割軽減 基準額	43万円+28.5万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+29万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減 基準額	43万円+52万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+53.5万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)

豊島区国民健康保険条例（昭和34年条例第12号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○豊島区国民健康保険条例 昭和34年11月14日 条例第12号 改正 昭和37年11月15日条例第 8号 略 令和4年3月24日条例第14号 第1条～第9条の10 （略） （出産育児一時金） 第10条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>50万円</u>を支給する。 2 （略） 第11条～第15条の3 （略） （一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率） 第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 100分の<u>7.17</u>（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の<u>56</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数） (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万5,000円</u>（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の<u>44</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額） 第15条の5～第15条の11 （略）	○豊島区国民健康保険条例 昭和34年11月14日 条例第12号 改正 昭和37年11月15日条例第 8号 略 令和4年3月24日条例第14号 第1条～第9条の10 （略） （出産育児一時金） 第10条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>42万円</u>を支給する。 2 （略） 第11条～第15条の3 （略） （一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率） 第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 100分の<u>7.16</u>（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の<u>57</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数） (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万2,100円</u>（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の<u>43</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額） 第15条の5～第15条の11 （略）

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.42 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の56に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万5,100円 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の44に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の13～第15条の15 (略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2及び第19条の4において同じ。) は、22万円を超えることができない。

第16条～第16条の3 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.24 (介護納付金賦課総額の100分の58に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.28 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の57に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万3,200円 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の13～第15条の15 (略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2及び第19条の4において同じ。) は、20万円を超えることができない。

第16条～第16条の3 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.31 (介護納付金賦課総額の100分の58に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万6,200円 (介護納付金賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算出した数で除して得た額)

第16条の5～第19条 (略)

(低所得者の保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) (略)

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3万1,500円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 10,570円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 1万1,340円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に29万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外のもの

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万6,600円 (介護納付金賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算出した数で除して得た額)

第16条の5～第19条 (略)

(低所得者の保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) (略)

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2万9,470円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 9,240円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 1万1,620円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に28万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2万2,500円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,550円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,100円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に53万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 9,000円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,020円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,240円

第19条の3 （略）

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2万1,050円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 6,600円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,300円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に52万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,420円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2,640円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,320円

第19条の3 （略）

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次

に定める額

ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 6,750円

イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万1,250円

ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万8,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万2,500円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,265円

イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,775円

ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 6,040円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 7,550円

第20条～第24条の2 (略)

(特例対象被保険者等に係る届出)

第24条の3 (略)

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は同規則第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

第25条～第29条 (略)

附 則

第1条～第10条 (略)

附 則（令和5年〇月〇日条例第〇号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、

に定める額

ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 6,315円

イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万525円

ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万6,840円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万1,050円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,980円

イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,300円

ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,280円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,600円

第20条～第24条の2 (略)

(特例対象被保険者等に係る届出)

第24条の3 (略)

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

第25条～第29条 (略)

附 則

第1条～第10条 (略)

（新設）

第24条の3第2項の改定規定は、公布の日から施行し、この条例による改正後の豊島区国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第24条の3第2項の規定は、令和4年10月1日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第10条第1項の規定は、令和5年4月1日以後の被保険者の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

3 新条例第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和5年度分の保険料から適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

1. 保険料率等の算定について

（１）国民健康保険事業費納付金（納付金制度）について

国民皆保険を将来にわたって堅持するために、平成 30 年 4 月から都道府県も域内の区市町村とともに保険者として国保の運営を担うことになった（いわゆる、国保制度の広域化）。それに伴い、都道府県は国民健康保険制度の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営などにおいて中心的な役割を担っている。

その一環として、都道府県は国保事業に要する費用に充てるため、区市町村ごとの被保険者数、医療費水準、所得水準に応じた「国民健康保険事業費納付金」の額を決定し、区市町村から徴収する。その国保事業費納付金などを財源に、都道府県が保険給付に必要な費用を全額、区市町村に対して支払うことにより、安定的な保険給付を行うことができる。

また、都道府県は、区市町村が保険料率等を決定する際の参考とするための「標準保険料率」を算定・公表する。それにより、標準的な住民負担の見える化を図り、将来的な保険料負担の平準化を進める。

（２）国保事業費納付金と標準保険料率の関係性

都道府県は、各区市町村の国保事業費納付金（d）から推計可能な区市町村向けの交付金等を減算、保健事業費等を加算し、「標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）」を算出する。現状では、収納率が 100%でないことから、「標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）」を確保するために標準的な収納率で割り戻し、必要な保険料総額の調整（e'）をしたうえで、標準保険料率を算定する。

◆令和 5 年度 豊島区の国保事業費納付金額（d ベース）

医療分（一般分）	7,825,367,696 円
医療分（退職分）	※0 円
後期高齢者支援金分（一般分）	2,524,739,250 円
後期高齢者支援金分（退職分）	※0 円
介護納付金分（一般分・退職分）	919,987,643 円
納付金額計	11,270,094,589 円

※退職者医療制度の経過措置が終了したことにより、令和 2 年度以降、退職被保険者は 0 人である。

◆令和 5 年度 豊島区の標準保険料率（e' ベース）

	所得割（％）	均等割（円）
医療分	7.90	49,016
後期高齢者支援金分	2.63	16,170
介護納付金分	2.28	16,938

2. 保険料率等の算定に関する特別区の考え方

(1) 国保制度の広域化に伴う特別区の対応方針

将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく 23 区統一で対応する。

ただし、この水準を参考に各区独自に対応することも可。

(2) 令和5年度基準保険料率等算定における基本的な考え方

① 特別区独自の激変緩和措置

平成 30 年度の国保制度改革に伴う激変緩和措置として、特別区では国保事業費納付金全額ではなく、94%を賦課総額に組み入れ（＝国保事業費納付金の6%相当分を賦課総額に算入しない）、以後、国の激変緩和措置期間である6年間を目途に原則1%ずつ引き上げ、令和6年度で100%とすることとしている。

令和5年度は、本来であれば、国保事業費納付金の98.6%を賦課総額として算定する計画である。しかしながら、高齢化や医療の高度化による医療費の増に加え、物価高騰や新型コロナウイルスの影響等を鑑み、令和4年度の激変緩和割合（97.3%）を維持したうえで、さらに法定外繰入を投入する負担抑制策を講じることとし、基礎分を90.3%、後期高齢者支援金分と介護納付金分を97.3%として算定する。

② 法定外繰入の解消・削減について

特別区における賦課総額の考え方に基づき、法定外繰入金の削減を図るとともに、特別区独自の激変緩和措置における国保事業費納付金の賦課総額への算入割合を引き上げ、法定外繰入金を段階的に削減する。

③ 賦課割合の考え方

制度改正により、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を原則とすることとされた。その結果、特別区における賦課割合は、所得割 58：均等割 42 とする。

なお、介護納付金分の所得割料率については、これまでと同様、各区において独自に設定する。

◆令和5年度 保険料率等の算定に関する特別区の考え方に基づく賦課総額（イメージ）

国 保 事 業 に か か る 経 費	納付金 (医療分・支援金分・介護分)		特定 健診費	出産育児 一時金	葬祭費	保健 事業費	事務費	その他
特 別 区 の 考 え 方 に 基 づ く 賦 課 総 額	特別区の標準的な収納率での割り戻しによる調整分							
	保険料 (医療分・支援金分・介護分)		保険料 (医療分) (1/3)	保険料 (医療分) (1/3)	保険料 (医療分)	保険料 (医療分)	法定 繰入金	法定外 繰入金
	交付金等		保険給付費等 交付金 (2/3)	法定 繰入金 (2/3)				
	特別区独自の激変緩和 = 法定外繰入金							

※網掛け部分が保険料として徴収すべき賦課総額

◆令和5年度 特別区における基準保険料率等及び推移

【基礎分・支援金分】		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度	
賦課割合 (所得割：均等割)		58：42		58：42		58：42		58：42		58：42	
保 険 料 率 等	所得割合 (前年度比)	9.59% +0.15		9.44% -0.10		9.54% +0.11		9.43% -0.06		9.49% -0.05	
	基礎分 (前年度比)	7.17% +0.01	2.42% +0.14	7.16% +0.03	2.28% -0.13	7.13% -0.01	2.41% +0.12	7.14% -0.11	2.29% +0.05	7.25% -0.07	2.24% +0.02
	均等割額 (前年度比)	60,100円 +4,800円		55,300円 +3,300円		52,000円 -800円		52,800円 +600円		52,200円 +1,200円	
	基礎分 (前年度比)	45,000円 +2,900円	15,100円 +1,900円	42,100円 +3,300円	13,200円 0円	38,800円 -1,100円	13,200円 +300円	39,900円 0円	12,900円 +600円	39,900円 +900円	12,300円 +300円
	賦課限度額	870,000円		850,000円		820,000円		820,000円		800,000円	
	基礎分 (前年度比)	650,000円	220,000円	650,000円	200,000円	630,000円	190,000円	630,000円	190,000円	610,000円	190,000円
1人当たり保険料		143,363円		131,813円		124,989円		126,202円		125,174円	
	基礎分	107,348円	36,015円	100,322円	31,491円	93,389円	31,600円	95,473円	30,729円	95,640円	29,534円
1人当たり保険料 前年度との比較		金額		+11,550円		+6,824円		-1,213円		1,028円	
		率		+8.76%		+5.46%		-0.96%		+0.82%	

3. 令和5年度 豊島区における保険料率等の改定について

【令和5年度 豊島区における保険料率等の算定に関する考え方】

既述の「国保制度の広域化に伴う特別区の対応方針」のとおり、将来的な方向性（都内保険料水準の統一など）に沿って段階的に移行することが望ましいと考えられるため、特別区の基準保険料率を豊島区においても設定する。

保険料率の算定に必要な賦課総額や賦課割合の考え方の詳細については、既述の「保険料率等の算定に関する特別区の考え方」のとおり。

（１）基礎（医療）分及び後期高齢者支援金分 保険料率等の算定について

◆基礎（医療）分、後期高齢者支援金分保険料に係る基礎数値

	特別区			【参考値】豊島区		
	令和5年度	令和4年度	差引増減	令和5年度	令和4年度	差引増減
一般被保険者数	1,769,363人	1,821,169人	△ 51,806人	65,975人	63,799人	2,176人
賦課総額 ※1	253,659,234千円	240,051,258千円	13,607,976千円	8,836,687千円	7,714,457千円	1,122,230千円
賦課割合 ※2	所得割	均等割	-	所得割	均等割	-
	58 : 42	58 : 42		56 : 44	57 : 43	
所得割料率	9.59%	9.44%	0.15%	9.59%	9.44%	0.15%
均等割額	60,100円	55,300円	4,800円	60,100円	55,300円	4,800円
賦課限度額	870,000円	850,000円	20,000円	870,000円	850,000円	20,000円
1人当たり保険料 ※3	143,363円	131,813円	11,550円	133,941円	120,919円	13,022円

※1 令和5年度については、特別区、豊島区ともに特別区独自の激変緩和措置後（国保事業費納付金を基礎分90.3%、後期分97.3%として算定する）の数値を記載

※2 豊島区の賦課割合については、両年度ともに基準保険料率等を豊島区に当てはめて算出した数値

※3 1人当たり保険料＝賦課総額÷一般被保険者数

(2) 介護分 保険料率等の算定について

◆介護分保険料に係る基礎数値

	【参考値】豊島区			
区 分	令和5年度	令和4年度	差引増減	備 考
2号被保険者数	21,722人	22,294人	△ 572人	
賦課総額 ※1	836,196千円	872,883千円	△ 36,687千円	
賦課割合 ※2	所得割 : 均等割 58 : 42	所得割 : 均等割 58 : 42	-	
所得割料率	2.24%	2.31%	△ 0.07%	各区独自算定
均等割額	16,200円	16,600円	△ 400円	23区共通基準
賦課限度額	170,000円	170,000円	0円	23区共通基準
1人当たり保険料 ※3	38,496円	39,154円	△ 658円	

※1 令和5年度については、特別区独自の激変緩和措置後（国保事業費納付金を97.3%として算定する）の数値を記載

※2 賦課割合については、両年度ともに基準保険料率等（均等割額）を豊島区に当てはめて算出した数値

※3 1人当たり保険料＝賦課総額÷2号被保険者数

【参考】令和５年度 賦課総額の考え方による比較（豊島区における独自試算）

◆基礎（医療）分及び支援分

	特別区		豊島区	
	賦課総額	1人当たり保険料	賦課総額	1人当たり保険料
標準保険料率を算定するための賦課総額（A）	289,878,191千円	163,833円	10,001,480千円	151,596円
特別区の考え方に基づく賦課総額（独自激変緩和措置前）（B）	277,152,303千円	156,641円	9,663,916千円	146,480円
特別区の考え方に基づく賦課総額（独自激変緩和措置後）（C）	253,659,234千円	143,363円	8,836,687千円	133,941円
（B）－（A）	△ 12,725,888千円	△ 7,192円	△ 337,564千円	△ 5,116円
（C）－（B）	△ 23,493,069千円	△ 13,278円	△ 827,229千円	△ 12,539円
計 （C）－（A）	△ 36,218,957千円	△ 20,470円	△ 1,164,793千円	△ 17,655円

◆介護分

	特別区		豊島区	
	賦課総額	1人当たり保険料	賦課総額	1人当たり保険料
標準保険料率を算定するための賦課総額（A）	27,583,531千円	41,978円	875,993千円	40,328円
特別区の考え方に基づく賦課総額（独自激変緩和措置前）（B）	26,252,897千円	39,953円	862,036千円	39,639円
特別区の考え方に基づく賦課総額（独自激変緩和措置後）（C）	25,500,915千円	38,808円	836,196千円	38,496円
（B）－（A）	△ 1,330,634千円	△ 2,025円	△ 13,957千円	△ 689円
（C）－（B）	△ 751,982千円	△ 1,145円	△ 25,840千円	△ 1,143円
計 （C）－（A）	△ 2,082,616千円	△ 3,170円	△ 39,797千円	△ 1,832円

◆基礎（医療）分・支援分・介護分 総計

	特別区		豊島区	
	賦課総額	1人当たり保険料	賦課総額	1人当たり保険料
標準保険料率を算定するための賦課総額（A）	317,461,722千円	205,811円	10,877,473千円	191,924円
特別区の考え方に基づく賦課総額（独自激変緩和措置前）（B）	303,405,200千円	196,594円	10,525,952千円	186,119円
特別区の考え方に基づく賦課総額（独自激変緩和措置後）（C）	279,160,149千円	182,171円	9,672,883千円	172,437円
（B）－（A）	△ 14,056,522千円	△ 9,217円	△ 351,521千円	△ 5,805円
（C）－（B）	△ 24,245,051千円	△ 14,423円	△ 853,069千円	△ 13,682円
計 （C）－（A）	△ 38,301,573千円	△ 23,640円	△ 1,204,590千円	△ 19,487円

令和5年度 収入別・世帯構成別の保険料試算(モデルケースによる試算)

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、
均等割のみが賦課される世帯における収入の上限

I 年金受給者(65歳以上) 1人世帯

年 収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和4年度保険料	16,590	16,590	88,608	194,068	271,948	351,244	431,484	511,724	594,796	684,476
②令和5年度保険料	18,030	18,030	93,153	201,073	280,190	360,746	442,261	523,776	608,168	699,273
前年度差 ②－①	1,440	1,440	4,545	7,005	8,242	9,502	10,777	12,052	13,372	14,797
均等割軽減	7割減	7割減	2割減							

II 年金受給者(65歳以上) 2人世帯

年 収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和4年度保険料	33,180	33,180	99,668	249,368	327,248	406,544	486,784	567,024	650,096	739,776
②令和5年度保険料	36,060	36,060	105,173	261,173	340,290	420,846	502,361	583,876	668,268	759,373
前年度差 ②－①	2,880	2,880	5,505	11,805	13,042	14,302	15,577	16,852	18,172	19,597
均等割軽減	7割減	7割減	5割減							

III 給与所得者(65歳未満) 1人世帯 (介護1名該当)

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和4年度保険料	21,570	38,300	176,475	258,725	345,675	439,675	533,675	632,375	738,125	849,750
②令和5年度保険料	22,890	40,516	181,587	264,397	351,939	446,579	541,219	640,591	747,061	859,446
前年度差 ②－①	1,320	2,216	5,112	5,672	6,264	6,904	7,544	8,216	8,936	9,696
均等割軽減	7割減	5割減								

IV 給与所得者(65歳未満) 2人世帯 (介護2名該当)

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和4年度保険料	43,140	74,250	219,615	330,625	417,575	511,575	605,575	704,275	810,025	905,528
②令和5年度保険料	45,780	78,666	227,367	340,697	428,239	522,879	617,519	716,891	823,361	925,058
前年度差 ②－①	2,640	4,416	7,752	10,072	10,664	11,304	11,944	12,616	13,336	19,530
均等割軽減	7割減	5割減	2割減							

V 給与所得者(65歳未満) 3人世帯 (介護2名該当)

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和4年度保険料	59,730	101,900	263,855	385,925	472,875	566,875	660,875	759,575	865,325	960,828
②令和5年度保険料	63,810	108,716	275,447	358,257	488,339	582,979	677,619	776,991	883,461	985,158
前年度差 ②－①	4,080	6,816	11,592	△ 27,668	15,464	16,104	16,744	17,416	18,136	24,330
均等割軽減	7割減	5割減	2割減	2割減						

VI 給与所得者(65歳未満) 4人世帯 (介護2名該当)

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和4年度保険料	76,320	129,550	231,775	390,345	528,175	622,175	716,175	814,875	920,625	1,012,392
②令和5年度保険料	81,840	138,766	241,687	406,337	548,439	643,079	737,719	837,091	943,561	1,040,000
前年度差 ②－①	5,520	9,216	9,912	15,992	20,264	20,904	21,544	22,216	22,936	27,608
均等割軽減	7割減	5割減	5割減	2割減						

VII 給与所得者(65歳未満) 1人世帯 (介護非該当)

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和4年度保険料	16,590	29,538	139,316	205,396	275,252	350,772	426,292	505,588	590,548	680,228
②令和5年度保険料	18,030	31,968	145,451	212,581	283,547	360,267	436,987	517,543	603,853	694,958
前年度差 ②－①	1,440	2,430	6,135	7,185	8,295	9,495	10,695	11,955	13,305	14,730
均等割軽減	7割減	5割減								

VIII 給与所得者(65歳未満) 2人世帯 (介護非該当)

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和4年度保険料	33,180	57,188	172,496	260,696	330,552	406,072	481,592	560,888	645,848	735,528
②令和5年度保険料	36,060	62,018	181,511	272,681	343,647	420,367	497,087	577,643	663,953	755,058
前年度差 ②－①	2,880	4,830	9,015	11,985	13,095	14,295	15,495	16,755	18,105	19,530
均等割軽減	7割減	5割減	2割減							

IX 給与所得者(65歳未満) 3人世帯 (介護非該当)

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和4年度保険料	49,770	84,838	216,736	315,996	385,852	461,372	536,892	616,188	701,148	790,828
②令和5年度保険料	54,090	92,068	229,591	296,721	403,747	480,467	557,187	637,743	724,053	815,158
前年度差 ②－①	4,320	7,230	12,855	△ 19,275	17,895	19,095	20,295	21,555	22,905	24,330
均等割軽減	7割減	5割減	2割減	2割減						

X 給与所得者(65歳未満) 3人世帯 (介護非該当) 未就学児1人

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和4年度保険料	41,475	71,013	194,616	288,346	358,202	433,722	509,242	588,538	673,498	763,178
②令和5年度保険料	45,075	77,043	205,551	272,681	373,697	450,417	527,137	607,693	694,003	785,108
前年度差 ②－①	3,600	6,030	10,935	△ 15,665	15,495	16,695	17,895	19,155	20,505	21,930
均等割軽減	7割減	5割減	2割減	2割減						